

## ふっかちゃん専用公用車広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ふっかちゃん専用公用車（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取扱いについて、深谷市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置、掲載数、掲載料等)

第2条 広告の掲載位置及び掲載数、申込単位、掲載料、規格は、次のとおりとする。

掲載位置	掲載数	申込単位	掲載料	規格(最大)
左右 前輪付近	2面	1面	月3,000円以上	長方形 縦20cm×横40cm
左右 後部座席ドア付近	2面	1面	月3,000円以上	長方形 縦20cm×横40cm
後部ナンバープレート付近	2面	1面	月3,000円以上	長方形 縦20cm×横40cm

2 市長は、掲載料を最低価格として価格競争により掲載料を決定する。その場合は、別に必要な事項を定めて公告するものとする。

(掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、原則、月の初日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は12月までとする。ただし、やむを得ない事情により1日単位で掲載期間を定める場合がある。

2 連続して掲載する場合、年度を超えての申込みは認めないものとする。

(広告の掲載方法等)

第4条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムを車体に張り付けるものとし、車体に直接塗装する方法によることはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に、車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告掲載希望者の公告)

第5条 広告掲載希望者の公告は、広報紙及びインターネットの公告によるほか、ふっかちゃんのデザイン使用承認を受けた者へ個別に公告をするものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、公告により別に定める期限までに、ふっかちゃん専用公用車広告掲載申込書(様式第1号)を市に提出しなければならない。

2 市は、提出された広告案の内容が深谷市広告掲載要綱第4条の規定に反すると判断した場合は、広告掲載を希望する者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申込みがあった場合、その掲載の可否を、市広告掲載要綱第3条の規定に基づき決定し、ふっかちゃん専用公用車広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、広告掲載を希望する者へ通知するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 広告掲載決定通知を受けたもの(以下「広告主」という。)は、掲載料を市が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告の掲載及び撤去)

第9条 広告の掲載作業及び撤去作業は、広告主の責任において行い、それらの日程等については、市と広告主で協議して決定するものとする。

(費用負担等)

第10条 広告物の製作費用、掲載費用及び維持補修費用並びに広告物の掲載期間が終了したとき又は掲載を取り消したときの撤去費用及び処分費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告物の掲載作業及び撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の負担により原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めに帰すべき事由により広告物の破損等が生じた場合は、市の負担により原状に復するものとする。

4 市長は、広告物の破損、汚れ、落書き等により美観風致を損なうおそれがあると認めた場合は、広告主に広告物を原状に復するよう求めることができる。  
(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 深谷市広告掲載要綱第3条の規定に反すると判断したとき

(2) その他、広告を掲載することが適切でないと市が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、ふっかちゃん専用公用車広告掲載取下書(様式第3号)により市長に申し出なければならない。

(掲載料の返還)

第13条 第11条に規定する広告掲載を取り消した場合又は第12条に規定する広告掲載を取り下げた場合その他いかなる場合においても納付済みの掲載料は返還しないものとする。

(免責事項)

第14条 市は、天災その他市の責めに帰することができない非常事態が発生し、公用車への広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

2 市が公用車への広告掲載に関して広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、掲載料を超えないものとする。

(その他)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成28年6月2日から施行する。